

18日、内閣府の「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」は、学術会議の反対を無視し、政府の介入を前提とする「法人化」の最終報告を公表した。それを受けて林官房長官は来春の国会に日本学術会議法を改定する法案を提出すると言明した。今、学問の自由と学術の独立が危うい。事態が緊迫する中で、「大学の危機をのりこえ、明日を拓く大学フォーラム運営委員会」は12月17日に記者会見を開催し、緊急声明を発した。軍学共同反対連絡会もこの声明を支持する。以下全文を掲載する。

紹介

【緊急声明】

日本学術会議の『法人化』をめぐる深刻な疑念 —有識者懇談会『最終報告』の危険性を訴える—

2024年12月17日

大学の危機をのりこえ、明日を拓く大学フォーラム（大学フォーラム）運営委員会

大学フォーラムは、2020年10月の日本学術会議会員任命拒否問題が生起して以降、日本学術会議と政府の関係をめぐる動きを注視し、必要に応じて声明の発出などの取り組みを行ってきた。現在、政府による学術会議改革の議論のとりまとめが最終盤に入ったと見られる。大学フォーラムは、事態の深刻さに鑑み、緊急声明を発して広く市民と関係者に訴えるものである。

1. いま、どのような事態に立ち至っているか

「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」（以下、懇談会）は、2023年8月に内閣府に設置され、ほぼ1年前、2023年12月に「中間報告」を出して日本学術会議（以下、学術会議）が国の機関から離れて別の法人格を有する組織になることが望ましいと提案した。これを受けて内閣府特命担当大臣決定の「法人化に向けて」が公表され、学術会議「法人化」の方針が示された。その後、「中間報告」の内容をさらに詰めるため、2つのワーキンググループ（以下、WG）が設置されて審議を継続し、それを踏まえて懇談会の「最終報告」が、いま準備されつつある。懇談会は、2024年11月29日（第13回）、12月13日（第14回）と続けてWGからのまとめの報告を受けた。近々

にさらに懇談会開催、連動して学術会議において年内に臨時会員総会開催の予定と伝えられている。懇談会の「最終報告」が出されると学術会議の態度決定が迫られるというのが、いまの事態である。

学術会議「改革」は、2020年10月の菅首相による会員候補者6名の任命拒否に端を発し、これに対する社会の批判をそらしつつ、かつ、これを利用して自民党が手を付け始めたものである。2020年12月に自民党政調会プロジェクトチーム（「政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討PT」以下、自民党PT）は学術会議改革案をとりまとめ、所管の内閣府がこれを受けて2022年12月に学術会議の改革方針を策定し学術会議に提示した。学術会議は、前期第25期（2020.10-2023.9）、梶田隆章会長の下、一貫して任命拒否問題を批判し、政府による一方的な改革案提示に懸念を表明し、改革問題について学術会議との対話を求めて対峙した。上記内閣府提案は、学術会議を国の機関に留めるものの、運営や会員選考に新たな制度を設け国の介入を図るものであり、学術会議会長経験者による批判声明、世界的なノーベル賞受賞者連名の懸念表明、国内学協会、市民団体などからの批判に直面した。この情勢をう

けて、内閣府担当大臣が首相と諮り改正法案を撤回することを表明した（2023年4月）。

学術会議改革問題はこれで終息せず、新たな段階に入る。2023年6月、岸田政権は「経済財政運営と改革の基本方針」において学術会議改革につき「法人とする案等を俎上にのせて議論し、早期に結論を得る」と決定し、内閣府はこれを進める部隊として2023年8月に懇談会を設置し、今日、上述の事態に立ち至っている。では、懇談会は、どのような最終報告を準備しているのか。

2. 「法人化」案は「任命拒否」を前提し、これを利用して学術会議の変質を図るものである

上記第13回、第14回懇談会において、2つのWGによる「これまでの議論と今後の検討（未定稿）」は「学術会議が国民から求められる機能を十分に発揮し、国民から負託されたミッションを果たしていくためには、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい」という結論を前提に記述が行われている。

学術会議の法人化論は、2004年の学術会議法改正の際、行政改革の枠組みの中で改革の1つの方向として論じられたが、この方向は採用されず、2004年法改正の10年後の検証において、国の機関としての在り方が適切であると評価され議論の決着はついたと思われていた（「日本学術会議の今後の展望について」日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議、2015年3月20日）。それゆえ、法人化を持ち出す議論は、学術会議にとって同有識者会議のこの結論を無視する政府の一方的な議論であり、法人化論に道を開いたのが2020年10月の「任命拒否」である。菅首相は、任命拒否の悪評に反転して学術会議の改革必要性を押し出し、すぐさま呼応した自民党PTの改革論の結論が法人化であった。

自民党PTと懇談会の「なぜ法人化か」の理由づけは、ぴったり同じである。政府の介入を避け、学術会議の独立性を確保するためには、首相の任命権に服する国の機関から離れ、自主的な法人となるべきである、というのである。この論理は、あえていえば、被害者責任論、つまり、犯罪の発生について犯罪を誘発した被害者に責任があるという論である。任命拒否は学術会議の独立性からみて問題があるが、なぜ起こったかといえば、国の機関であったからという論理である。ある委員は会議で、任命拒否を「国際的にも非常に恥ずかしいこと」と発言するが、恥ずかしいことをしたのは

学術会議ではなく、従前の法解釈と歴代首相の形式的任命の実績を無視した菅首相である。

懇談会の論理に立つと、菅首相の歴史的「違法行為」こそ学術会議の新しい発展を基礎づけるものとなる。懇談会は、政治によって先取りされた法人化をあれこれの議論で理由づける表舞台の役割を果たしているにすぎない。そこでは、現代世界における独立の科学的助言の意義とその在り方という一番大事なことがまったく議論されない。公正な立場で首相の任命権が学術会議の独立性確保に現実の最大の障害となったと認識すれば、学術会議会員と同じ法的地位（特別職の非常勤公務員）にある日本学士院会員の選定方式を取り入れることが最も簡明な改革である。学士院会員は、学士院規則に定められた選考手続きを経て総会の承認によって選定され、首相の任命などない。この方式は、科学者組織としての独立性を最も尊重している。

3. 「法人化」案は「金をだすから口をだす」の典型的な論理を展開している

懇談会では、法人化しても国が学術会議を財政的に支援することは当然であり、これまで以上に国に支援してほしい、法人化すれば、このような国の支援に加えて自らの甲斐性で稼ぐことができよりよい条件が生まれるなどと議論されている。上記の2つのWG作成「これまでの議論と今後の検討（未定稿）」（12月13日版）によると、改革の制度設計の「基本理念」が7項目挙げられ、第1は「会員の主務大臣任命を外し、海外アカデミーのように政府が会員選考に関与しない」である。これが法人化の根拠であり出発点である。そして最後の第7で「学術会議が国民から期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国が必要な財政的支援を行うことを明らかにする」と書かれている。

この出口の命題は、国の財政支援が学術会議の活動次第であると述べるものである。その活動については、「外部の意見を幅広く聴く仕組み」、「ミッションに沿って活動していることを国民に説明する仕組み」が「少数の科学者だけが内輪の論理で独りよがりになってしまうのではないかと懸念を生じさせないためにも、国民との約束として法律により担保されることが求められる」と注文されている。これらの「仕組み」は、「中期的な活動の方針」策定、「運営助言委員会」・「選考助言委員会」および大臣任命の「日本学術会議評価委

員会」の設置、また大臣任命の監事の設置のような制度として同文書で事細かく理由づけが行われている。ここでWGが基礎に置くのは、国の機関でない独立の法人が国から財政支援を得るためには法制度的担保が必要だ、国民の税金を投じるからには国民への責任があり、金を出すからには口をださなければ、という行政的論理である。

今期第 26 期 (2023.10-) の光石衛会長は、2024 年 7 月 29 日の懇談会 (第 12 回) の席上、学術会議の提出文書「より良い役割発揮のための制度的条件」(第 11 回、6 月 7 日) を踏まえて「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害しないため、懇談会提案のうちとくに次の 5 項目をとうてい受け入れられないものと述べた。①大臣任命の監事の設置の法定、②大臣任命の評価委員会の設置の法定、③「中期目標・中期計画」の法定、④次期以降の会員選考に特別の方法の導入、そして⑤選考委員会の設置の法定、である。光石会長は、このような学術会議の懸念が払しょくされないまま、懇談会が取りまとめを行うならば、「日本学術会議として重大な決意をせざるをえない」と締めくくっている。

学術会議に関わる制度設計は、政府と社会に対し独立に科学的助言を行う科学者組織としての独立性と自主性を確保することを基準に行われるべきである。学術会議の国民に対する責任は、学術会議が自ら科学者の社会的責任を基本に、たえず自覚し、活動によって自律的に示すべきものである。現行学術会議法の仕組みは、学術会議が独立性と自主性の上に国民に対して責任を果たす活動を進める土台となってきた。会員任命拒否を逆手にとった政府による学術会議改革＝法人化は、この土台を覆すものである。

4. 現行日本学術会議法の意義が正しく理解されなければならない

1948 年制定の日本学術会議法の核心は、その前文において学術会議が「科学者の総意の下に…設立される」と規定することである。「中間報告」は、この表現が「国民の支持を基本とする公的組織の現代的な運営の在り方にそぐわない」として

「国民の総意の下に設立されるべき組織」に変更すべきであるとした。WG でも「国民の総意の下に設立」(第 11 回 6 月 7 日懇談会提出資料) というタームが強調されている。現行日本学術会議法は、学術会議をもって「科学者の総意の下に設立」され、それゆえ独立で自主的な科学者組織であることを承認し、法によって、つまり「国民の総意」として、その活動を保障するために、制定されたのである。「科学者の総意」と「国民の総意」の二重の総意に基づいて、現行学術会議法は、70 年を超える日本学術会議の活動の土台をなしてきた。懇談会が批判し変えようとするのはこの二重の構造であり、それは学術会議の独立性と自主性の根幹を奪うことに他ならない。

上記の「これまでの議論と今後の検討 (未定稿)」は、「国民の総意の下の設立」という表現を避けて「国民との約束」を法制度化すると言っている。菅首相が任命拒否を言いつくろう際に使ったのは、首相には憲法第 15 条の国民の公務員選定・罷免の権利を適正に確保する責任があるという論理だった。菅首相は、任命拒否を「国民の権利」を守ることと強弁したのである。「国民との約束」の履行は、「国民」の名において法に基づき政府によって強いられるものとなろう。法人化論が学術会議の活動と運営に対する政府介入の新たに設計であることは、明白である。

5. いま、なにを求めるか

いま、望まれることは、学術会議が年内開催予定の総会において、光石会長の下、一致協力して、法人化推進の懇談会「最終報告」に毅然として対峙することである。懇談会には、法人化論に対する多くの厳しい批判と学術会議の懸念を真摯に検討し、批判と懸念を払しょくする「最終報告」を求めたい。少なくとも、懇談会は、学術会議との間で「最終報告」について協議が成立しないとき、これを決定すべきではなく「未定稿」として協議を継続すべきである。そして、政府は、学術の独立性を擁護する歴史的な責任の前に立っていることを認識し、「改革」と称する学術会議への介入を止めるべきである。

12月22日(日)9時 学術会議臨時総会参加の会員への激励と政府への抗議を行います

朝 9 時～10 時日本学術会議会館前 (メトロ千代田線乃木坂駅 5 番出口階段上)。スタンディングとスピーチ。プラカード持参歓迎。学問の自由と学術の独立を守るため多くの市民の参加を呼びかけます。その後 10 時～13 時まで総会を傍聴します。傍聴登録は下記から 20 日 17 時までに。遠方の方は是非オンライン傍聴を。<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/botyou193.html> 主催：軍学共同反対連絡会

有識者懇談会最終報告「世界最高のナショナルアカデミーを目指して」の欺瞞

最終報告には次の一節が新たに加えられた。

「将来的・最終的には、**財政面も含めて自律性も高め**、…公益法人のような形に落ち着くことが、…学術会議の理想的な在り方。学術的助言等の活動に対する国民及び社会からの信頼を積み重ね、理解と支持を獲得し、**財政基盤の多様化**を進めながら自律的な運営に至る。その一方で、**学術と政治や行政との適切な関係**を構築することを通じて、国からも**一定程度の支援**を受ける。ここに至れば、もはや政府任命の監事等が置かれる理由はなく、国にとっても**無用のコミットメント**を続ける意味はない。そこに着地するまでには、海外アカデミーに見られるような**長い努力と実績・信頼**の積み重ねが必要。…まずは国が設立する法人として出発し…運営の自律性を少しずつ高めていくことが現実的。科学者を代表する地位、国に学術的助言を行う権限、国からの財政的支援など…を法律で保障するのはナショナルアカデミーとしての使命・目的が遂行される条件・環境整備のためであるから、…国民に説明するための仕組みも、**学術会議と国民との約束として**法律により制度的に担保される必要がある。」(1 (2) "法人形態"より 一部略)

未熟な学術会議を国が助けて自立させると言わんばかりである。しかし学術会議の取り組みにどのような問題があるかを具体的に語らない。「財政面での自律」と「政治や行政との適切な関係」という言葉で市民をごまかし納得させようとしている。

だが「国費で運営する」という現行法がなぜ現在にそぐわず、財政的自律が必要なのかについて懇談会では一切議論されていない。10億円弱の予算では活動できないから法人となり自ら稼ぐ方がよいという発言のみで、法に基づき活動を保障する予算をつけるべき国の責任を問おうとしない。政府や産業界から学術的助言への対価を受け取るなど自ら稼ぐことが「自律」であり、政府は一定の支援をすればよいという考えは、破綻が明らかになりつつある新自由主義そのものである。学術は最も公共的なものであるからこそ、企業や政府の紐付きの資金ではなく、国民の税金で直接支えるべきである。先人たちが、学術が軍事に動員されたことを痛苦に反省し、国の機関として学術会議を設立したのは「社会経済的な利害からの独立を公財政によって保障する」ためであり、「他方で政治権力、政府からの独立保障のために、職務の独立性を明文で規定し、かつ、会員選考の自律性を確保した」のであり、それは「新憲法のもと、戦後日本の国家が学問の自由と科学者コミュニティの

独立を民主主義に必須のものとして擁護する志」だったと広渡は言う(広渡清吾『社会投企と知的観察』日本評論社 p.31)。懇談会委員はこの先人の志を投げ捨てることの意味を自覚しているのだろうか。

また何を持ってこれまでの「学術と政治や行政との関係」が適切ではなかったと言うのだろうか。時間軸や問題意識を共有することを適切と考えることは、学術と政治が異なる立場で緊張関係を保持して対することこそが民主主義を支えるという根本を蔑ろにする。最終報告に「新たな学術会議が少数の科学者だけが内輪の論理で独りよがりになってしまうのではないかという懸念」とことさら記す背後には、軍事研究についての2017年声明を「独りよがり」とする考えがあるのではないか。だがブダベスト宣言も「平和のための科学」を提起したように、科学者が軍事研究に反対するのは「独りよがり」どころか。人類の平和と幸福に貢献する科学者の使命である。だからこそ多くの大学や学協会、そして市民も支持した。理由も示さず任命を拒否することは正当化する一方で、学術へのリスペクトを欠き「独りよがり」と決めつける独善的な態度はファシズムにつながりかねない。

17日の記者会見で広渡氏は、法人化が社会に及ぼす負の影響を問われてこう答えた。「学術会議が緊張感をもって政府に対峙することがなくなり、政府の都合の良い科学者組織になることだ。学術が学術の立場から、他のことを考慮せずに政府や社会に物を言う、このことを保障することが民主主義には重要だ。この法人化はそれを完全に換え、政府や社会に緊張感をもって言える科学者組織ではなくなる。」それで良いのかが問われている。

そのために三石会長が掲げた5項目は譲れない一線である。中でも新学術会議の会員をコ・オペレーションではなく選考委員会が選ぶことは、政府と財界の意向が貫かれることを意味する。11月29日の懇談会で経団連副会長の久保田委員は「経済界出身の会員を増やす」と主張し、事務局体制について久間委員は「戦略機能を持たせるために産業界の実力者を事務局 No.2 で招聘する」と語った。これが彼らの新たな学術会議の姿である。

最終報告が出されたが闘いはこれからである。学術会議改革推進議員の多くが落選し、石破政権に強行する意思がどれほどあるか。ここで学術会議が毅然とした姿勢を示し、それを受けて学協会と市民が学問の自由と独立を守れと声を上げ、世論と野党に働きかけることで法人化は阻止しうる。

(軍学共同反対連絡会事務局長 小寺隆幸)

経済安保・秘密法の「運用基準（案）」にももの申す

▶パブコメに活用歓迎◀

井原 聰

はじめに

行政に国民の意見を反映させるのが目的でパブリックコメントの公募が日々かなりの件数行われている。専門的なものから市民生活に大きな影響を及ぼすようなものまであり、意見が取り入れられ改善されるものや、全くガス抜きのためともいえるようなものまである。ここで取り上げるのは本年（2024年）5月に成立した日本の産業・経済や広く市民生活にかかわる経済安保・秘密法（以下、本法）^{註1)}の運用基準を決めるものである。この法律は経済安保法^{註2)}と対になるもので、経済安保法の議論の中で提起されていたセキュリティクリアランス法制（国家の秘密を漏らす恐れがないと認定する制度）を、特定秘密保護法（特秘法）の経済版として制定したものである。筆者は奇しくもこの二つの法案審議の参考人として国会に招致され反対の意見を述べた経緯がある。

今回、パブコメが募集されるに当たって本法に反対したにもかかわらず、パブコメに問題点を指摘し、ここに述べた問題点の全てが改善されなければ運用基準は元より本法の廃案を求めるものである。

パブコメの対象となった経済安保・秘密法の国会審議では、基本的人権、思想信条、内心の自由、取材・報道の自由は守られるのか、労働者の利益が踏みにじられはしないか、事業者の営業の自由、営業秘密…などが守られるのか、外国からの攻撃の外交とは何を指すのか、そもそも、重要経済秘密情報の定義は何か？など問われても政府は「運用基準」で示すの一点張りでその内容について答えることはなかった。その運用基準案が発表されたので、さぞ、詳細な回答が得られるものと期待したが、そのような回答はなされず、実務的な事項はよく書かれているが、今、上に述べた肝心なことは書かれていなかったといえる。それどころか努力目標的な記述は随所に見られるが、それを担保する仕掛けはなく、恣意的運用がしやすい建付けが目立つものとなっている。

1. 基本的な問題点について

（第1章 基本的な考え方）

1) 民意や識者の意見が反映しなかった政府お手盛りの運用基準

国会討論では、適正な運用を図るため「有識者会議」で検討すると繰り返し述べてきた運用基準の作成はたった5人の「諮問委員」と府省の事務次長等を集めた「重要経済安保情報保護活用準備委員会」で用意されたもので、広範な識者の意見が反映したとは言い難く、ましてや民意を反映したのではない。「諮問委員会」は「準備委員会」が準備した「運用基準案」にゴーサインのお墨付きを与える委員会を感じさせ、政府お手盛りの運用基準がつけられたといえる。そもそも穴だらけの本法で国会審議を乗り切り、府省令で事務的手続きの細部を決めたに過ぎない。議会制民主主義を踏みにじたものである。

2) 重要経済秘密情報の基準が不明確で恣意的運用がしやすい建付け

特秘法とシームレスに運用するということも多く、多くの点で特秘法の運用基準を取り入れたものとなっており、特秘法では何が特定秘密なのかその基準が不明であったが、ここでもまず重要経済秘密情報の基準が不明確で恣意的解釈が可能なものとなっており、政府が、市民の知る権利を奪い、不都合な情報を隠蔽しやすい建付けとなっていて危険である。

3) 内閣府への異常な情報集中で産業・経済の官僚統制が容易となる危険な仕掛け

広大な産業・経済分野の、しかも詳細なデータが内閣府に集約され異常な情報集中が実現する。これにより官僚統制が容易に可能になる仕掛けが作られ、これを監視、監査するはずであった「監視委員会（仮称）」が姿を消してしまったので、危険な法律の性格が姿を現したといえる。

4) 「適性検査」は特秘法そっくりで歯止めが全く

ない

「適性検査」では、基本的人権の侵害、内心の自由、プライバシーの侵害、取材・報道の自由を侵害する危険性が極めて大きいもので、法案審議中、大きな論点になったにもかかわらず、政府はほとんど語らず「運用基準」で述べるの一点張りだった。しかし、わずか5人の有識者に意見を聴くだけで、特秘法の運用基準とほとんど変わるところがなく、こうした危険な側面に歯止めをかける装置がない危険極まりない「運用基準案」である。

5) 仮称ではあったが姿を消した「監視委員会」

内閣総理大臣は毎年運用状況を「諮問会議」に報告し、「諮問会議」の意見を付して国会に運用状況を報告するとされている。これは「特秘法」の「情報保全諮問会議」に相当する仕組みである。しかしここへの報告は運用基準に従って実施されているかをチェックし、勧告等を行う「監視委員会」とは違って、それにすり替えられて内閣総理大臣の指揮下で「重要経済安保情報保護活用委員会」(以下、活用委員会)が議論したものの、いわば、政府のフィルターがかかった報告が、国会へ報告されるもので、「諮問会議」はここでも体裁だけの会議となり、「諮問会議」に資料の請求権、勧告権など強い権能を与えることもない子供だましの目くらましの会議と言える。

6) 必要に応じ資料請求・勧告は万全か?

「活用委員会」には勧告の権限はあるというのが強制力はない。また、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす恐れがないと認めるときに、重要経済安保情報を提供」し、「恐れがある」としたときは拒否理由の疎明、内閣声明を出し、拒否が可能となっており、「活用委員会」には独立した調査権があるわけではないので、政府の情報隠しが可能となっていることに留意する必要がある。上限が30年とあるが、政府の要請があれば60年、それがさらに延期できる仕掛けとなっており、情報が永久に隠されてしまうことさえありうるのである。国会報告の多くは運用状況の報告待ちといってもよいだろう。

SCが広範な市民に適用される可能性がある今日、その影響を考えると、政府から独立した強い勧告権限と調査権のあるシステムの設置が考えられてよいはずだが、官僚的「運用基準案」ではそれもない。

2. 緊張関係を増大させる重要経済情報

(第2章 重要経済安保情報の指定)

(1 重要経済基盤保護情報該当性)

1) 基本的人権の尊重、憲法の遵守、報道または取材の自由の保障は守られているか

国会審議中に懸念された問題点が、基本的考え方として明示されたが必ずしもこれらが担保された体制にはなっていない。「特秘法」のような各府省庁の長官・次官等からなる内閣保全監視委員会や衆参情報監視審査会がないので、恣意的運用や目的外利用等を監視する委員会の設置もない。

2) 二段構えの不透明な重要経済情報

(第2章 重要経済安保情報の指定)

(第1節 指定の要件)

「重要経済安保情報」はその範囲が指定されており「重要経済基盤保護情報」であることが前提となっている。二段構えとなっていて、「重要経済基盤保護情報」とは「我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合、我が国及び国民の安全が損なう事態が生ずるものの提供体制」として広範な国民生活と産業・経済活動に網をかけ、いかなる基準かは不明だがこの中から「重要経済安保情報」を指定するものとなっている。いわば経済安保法に規定されるものなら、なんでも政府が指定し得るものとなっている。公共的役務と特定重要物資が対象であるが、これらを扱う事業者は無数で、中小企業も多く含まれることが考えられ、政府に協力を誓った企業には種々の支援が与えられるが、外された企業には支援や保護の体制はなく、格差が発生するであろう。また、予見不可能で恣意的運用が可能となるので政府と事業者との癒着の危険性もある。

3) 時間軸に定義がない「非公知性」

(2. 非公知性、3. 秘匿の必要性 p.7)

必要性というあいまいな「重要経済基盤保護情報」と「秘匿の必要性」「非公知性」の三点によって定義されたのが「重要経済安保情報」である。どれ一つとってもあいまいさが残る。繰り返すが、予見不可能性と恣意的な運用で、関連する事業者は政府との間で信義衡平の原則を超えて官に忖度・癒着の構造を作り出し、結果として事業者の管理統制が容易となる構造が出現する。

4) 事業者の経営の秘密の報告義務 (pp.5-6)

「重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、

人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報」および「施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置」「外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置」などについての情報を政府が一元的に集約する前代未聞の情報収奪であり、加えて公共的な役務（基幹インフラ事業）と特定重要物資の統制により、経済の国家統制システムとなり得て非常に危険である。

5) 頻出する外部から行われる行為 (pp.5-6)

外部とは何かは不明であるが、国外に目を向けると同盟国・同志国ではない国（例えば北朝鮮、中国、ロシアなど）を指していると推量できるが、緊張関係を強めることとなり、友好的、国際協調主義、商習慣を大事にするスタンスをとらなければ緊張関係を回避することはできない。

3. 適性評価について

(第4章「適性評価」について)

基本的人権の尊重、プライバシーの保護、調査事項以外の調査の禁止、適性評価の結果の目的外利用の禁止など国会審議でも重大な関心事であった。これらは重要な確認事項ではあるがそれを担保する規定が一切ない。大川原化工機事件でも知られるように恣意的運用が可能な事項であるから、違反には罰則規定が不可欠である。

- 1) 調査事項以外の調査の禁止
- 2) プライバシーの保護
- 3) 適性評価・調査、目的外利用の禁止について
- 4) 適性評価の結果の目的外利用の禁止

がリストアップされているが、政府の秘密情報を漏らすおそれのない人物であるか否かを探るとすれば、内心の自由まで踏み込んでの適性評価・調査が常時行われ、究極のプライバシーの侵害の問題である。

調査期間が長期にわたる場合の対象者へどのような配慮が必要なのか、その間の労働者の処遇の問題への言及もない。中小企業における人材と部署には限りがあり、適性評価に合格しなければ職を辞さざるを得ない場合もあり、労働契約による労働者保護の指摘はあるが、努力目標となる危険性が高い。

個人情報等の目的外使用などに対して、厳しい監視機関の設置が求められる。この問題は法案審議中、もっとも強い関心をもたれた問題でもある。

適性評価（調査を含む）の具体的な業務の在り方、特に内閣府が膨大な調査対象者の個人情報や企業の営業秘密にまで踏み込む各種情報の一手集約は前代未聞で、その厳しい情報管理や目的外利用の禁止が厳に担保されなければならない、掛け声だけになっているずぶずぶの「運用基準案」である。

(1) 評価対象者の範囲：適合事業者（「我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの」経済安保秘密保護法第10条）が提出する従業者の適性評価対象者名簿に記載することを拒否する従業者にその理由を問わないこと、そのことで労働契約違反のないこと、などがあげられているが、先に述べたようにそれが実施されるよう担保されていない。

評価対象者の同僚、上司等も SC を取得することになるのか、その範囲は職場任せの判断にとどまっていて、基準の提示はない。

(2) 適性評価後の事情変更：SC 取得者の自己申告制となっているが、うっかりした申告忘れもありうるが、うっかりでも処罰の対象となる。そうした事情変更のチェックは上司等によって、常時行われ、SC 取得者を常時監視するシステムが作動し、究極の基本的人権侵害となる。

(3) 苦情の申出の取扱い：「苦情」という表現がそもそも問題である。通常は「異議申し立て」「不服申し立て」であるが、そもそも不服を申し立てなければならない判定を下した相手の行政機関の長への申立てでは、内々の措置となる。申立者が極めて不利な扱いを受ける可能性がある。また申し立ての相手が、調査をした内閣府の場合、調査についてどこまで開示するのか、評価を下した行政機関の長はその根拠をどこまで開示するのかさえ、「運用基準案」にはない。対象者の利益を担保する仕組みはなく、官僚的な仕組みの中に組み込まれてしまっている。

「行政機関の長や適合事業者は、苦情をしたことを理由として、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進又は昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどの不利益な取扱いをしてはならない」（第2回資料2）との重要な指摘もあるがこれを補償する決まりがなく、努力目標になる危険性が高い。

(4)目的外利用の禁止（評価対象者の保護）を担保するための方策：これまでも指摘したように評価対象者の個人情報、企業情報が目的外に使用されないために、審査・監視し、違反者を厳しく罰することなどの規定もない。

註1) 経済安保・秘密法の正式名称は「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（重要経済安保情報保護活用法）」（2024年5月）

註2) 経済安保法の正式名称は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」（2020年5月）

参考までに日弁連の声明のURLとパブコメのURLを記載しておく。

○日弁連の声明「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律及び特定秘密の保護に関する法律の運用基準等についての意見書」（2024.9）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2024/240919.html>

○パブコメの募集要項等（締め切りは12月27日23:59）

パブコメには上述の文書のどれでもコピペして意見にすることができますが、その際、本法に反対で、私の意見が改善されればよいわけではないことを明記することをお勧めする。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095240690&Mode=0>

○パブコメ記入欄

https://form.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/opinion-0015.html

秘密保護法の拡大に歯止めをかけるため、パブコメに応募しよう

《みんなで書こう！ 経済安保・秘密保護法パブコメセミナー》

主催：経済安保法に異議ありキャンペーン 12月12日夜オンライン開催

その映像をぜひご覧ください https://youtu.be/fp_m5ttwrfw?si=BhdZUyj-eJhqWr8O

セミナーでは井原聡東北大学名誉教授が本紙掲載の内容を語られた。その前後に2氏が報告された。

★斎藤裕日弁連前副会長 日弁連意見書のポイント3点について語った。①アメリカでは秘密指定文書を指定するのに、日本では多数の文書をまとめて秘密指定しその範囲が広すぎる。②労働者が日々適正評価を同意させられる危険性があり労使協定を結ぶべきだ。③違反して捕まった人の弁護人に重要安保情報の提供ができるように運用基準に明記すべきだ。

★海渡雄一秘密保護法対策弁護団 同弁護団作成のリーフレットの5つのポイントを述べた後、パブコメで書いていただきたい6点を提示した。①抽象的・包括的に指定を行うことを禁止し文書単位で具体的に指定を行うべきこと ②「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として指定してはならない」と記載されており、上記事実は秘密指定が禁止されるので、取扱業務者等が上記事実の指定を発見した場合には通報する責務があることを明記すべき ③附帯決議にある通り「労使間の協議」を明記しガイドラインを作成して公表する、また適性評価の実施について労使協定の締結を条件とすべき ④「調査事項」の範囲の恣意的拡大解釈が許されないことを明記すべき ⑤指定解除後の文書はすべて国立公文書館に移管する ⑥両院の情報監視審査会の審査・調査が及ぶこと、政府に重要経済安保情報の提示を求めた場合拒否は許されないこと

★その後参加者との質疑や意見交換がなされた。

☆「経済安保法に異議ありキャンペーン」で検索すると、HPから様々な情報を得ることができます。上記のリーフレットもそこからダウンロードできます。ご利用ください。

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内 了・野田 隆三郎・大野 義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。
小寺 (pokojpeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)